

令和元年度海上交通事業に関する調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、海上交通事業の事業スキームや事業者選定方法等の調査等を行うものである。

2. 事業者選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者 大分県

イ 事務局 大分県企画振興部交通政策課広域交通班

住 所 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電 話 097-506-2157 ファックス 097-506-1731

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/10850/>

電子メールアドレス a10870@pref.oita.lg.jp

(2) 海上交通事業に関する調査業務事業者選定委員会

本事業者の選定は、委員(以下「選定委員」という。)により構成される海上交通事業に関する調査業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行います。

(3) 選定方式

本事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行います。

審査では、提案書等を基に、一次審査で書類審査を行い、二次審査でプレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定します。

審 査 内 容	選定数
①海上交通事業に関する調査業務仕様書(以下「仕様書」という。)で定める以下の業務についての実施方針 ・交通事業の事業化の事例調査と整理 ・海上交通事業の事業者選定方法や契約内容の整理 ②公共交通事業(特に海上交通)の調査検討や事業化に係る業務の実績※ ③確実に業務を遂行できる実施体制 ④見積価額	総応募者 ↓ 最優秀者 次点者

※公共交通事業(特に海上交通)の調査検討に係る業務の実績とは、平成30年度までに、国又は地方公共団体から元請けとして、公共交通事業の調査検討に係る業務を受注し、完了したものをいう。

(4) 主なスケジュール

募集の公告	令和元年7月11日(木)
様式の交付期間	令和元年7月11日(木)～7月29日(月)
質問書提出期限	令和元年7月18日(木)
質問への回答期限	令和元年7月25日(木)
参加表明書等の提出期限	令和元年7月29日(月)
提案書等の提出期限	令和元年8月1日(木)
一次審査(書類審査)	令和元年8月2日(金)(予定)
二次審査(プレゼンテーション等)	令和元年8月8日(木)(予定)
審査結果の通知	令和元年8月9日(金)(予定)

3. 応募資格

応募資格を有する者は、参加表明書の提出日現在において、次に掲げる(1)から(8)までの要件全てに該当する者としてします。

ただし、共同企業体の場合は、全ての構成員が(2)から(6)までの要件全てに該当し、かつ、少なくとも共同企業体の代表者が(7)の要件に該当し、かつ、少なくとも1構成員が(8)の要件に該当すること。

- (1) 単体又は2者以上の共同企業体により参加する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 大分県知事から入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (4) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (7) 本県が発注する建設工事に関する建設コンサルタント業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格、又は、本県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ていること。
- (8) 平成30年度までに、国又は地方公共団体から元請けとして、公共交通事業の調査検討に係る業務を受注し、完了した実績があること。

4. 審査に係る手続等

(1) 本実施要領及び様式の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年 7 月 11 日(木)9 時 ～ 7 月 29 日(月)17 時まで

イ 交付方法

大分県庁ホームページからダウンロードしてください。

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/10850/kaijokotsu-scheme.html>

(2) 質疑応答

質問書(様式1)は、電子メール(文字のみ、テキストファイル形式)でのみ受け付けます。

質問に対する回答は、大分県庁ホームページに掲載します。

質問を受け付けると、受け付けた旨の通知メール(以下「受付完了メール」という。)を送信します。受付完了メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

ア 質問書の提出期限

令和元年 7 月 18 日(木)17 時(事務局必着)までとします。

イ 質問回答期限

令和元年 7 月 25 日(木)

ウ その他

質問の回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

(3) 参加表明書等

ア 参加表明書等の提出期限

令和元年 7 月 29 日(月)17 時(事務局必着)までとします。

イ 参加表明書等の提出書類

- ・参加表明書(様式2)及び共同企業体協定書の写し(共同企業体の場合)
- ・事業所概要(様式3)
- ・応募者の業務実績調書(様式4)及び実績に係る契約書の写し等

ウ 参加表明書等の提出方法

持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出してください。

ただし、封筒等の表面には、必ず「参加表明書等 在中」と朱書してください。

エ 受付番号の通知

参加表明書等を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知しますので、提案書等には受付番号を明記してください。

(4) 資格審査

参加表明書等の提出が行われた場合、3. 応募資格に関する資格審査を行います。資格審査の結果は、令和元年 7 月 30 日(火)に事務局から電子メールで通知します。

(5) 提案書等

資格審査の結果、応募資格を有することを通知された者は、提案書等を提出してください。

ア 提案書等の提出期限

令和元年 8 月 1 日(木) 17 時(事務局必着)までとします。

イ 提案書等の提出書類

本実施要領及び仕様書を参照のうえ作成し、各 10 部提出してください。

- ・提案書(様式5)
- ・実施体制(様式6-1)及び担当者実績調書(様式6-2)
- ・本業務実施スケジュール(様式7)
- ・見積書(様式8)

ウ 提案書等の提出方法

持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出してください。

ただし、封筒等の表面には、必ず「提案書等 在中」と朱書してください。

エ 提案書等の受領通知

提案書等を受領した旨の通知を事務局から電子メールで通知します。

(6) 一次審査(書類審査)

ア 提案書等の提出者が5者以上の場合(1つの共同事業体は1者とみなします。)、一次審査を行います。

イ 一次審査は、令和元年 8 月 2 日(金)(予定)に、二次審査と同じ選定基準により、書類審査で行います。

ウ 一次審査の結果は、事務局から電子メールで通知します。通知日は、令和元年 8 月 5 日(月)を予定しています。

エ 審査は非公開とします。

オ 提案書等の提出者が4者以下の場合、一次審査は行わず、(5)の提案書等の提出者全員について二次審査を行います。

(7) 二次審査(プレゼンテーションとヒアリング)

ア 一次審査の合格者による「提案書等」の説明(20 分以内のプレゼンテーション(プロジェクター使用可))と選定委員による 15 分程度のヒアリングを行います。

イ プレゼンテーションの参加者は3名までとします。原則として4. (5)イの実施体制(様式6-1)に記載する担当者のうち、主たる担当者を予定している者がプレゼンテーションを行ってください。

ウ 開催は、令和元年8月8日(木)を予定していますが、実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知します。

エ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とします。

(8)選定結果の発表

二次審査による選定結果については、大分県庁ホームページで最優秀者及び次点者を公表するとともに、応募者全員に書面で通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

5. 委託する業務内容等

(1)委託業務名

令和元年度海上交通事業に関する調査業務

(2)業務の内容

- ア 仕様書3. 委託業務の内容を参照してください。
- イ 契約に際しては、業務の詳細について双方で確認を行います。

(3)業務委託料の限度額

業務委託料は、5,290千円以内(消費税及び地方消費税を含む)とします。

(4)業務委託の契約等

- ア 二次審査で選定された最優秀者を業務委託の契約候補者とし、契約締結交渉を行います。
- イ 提案書等の提出者が1者となった場合は、二次審査の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とします。
- ウ 最優秀者が本事業者選定以後に6. その他(1)の失格事項に該当すると認められた場合、本県と最優秀者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により辞退した場合は、次順位者である次点者と契約交渉を行います。
- エ 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、または、6. その他(1)の失格事項に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合があります。また、本契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。
- オ 本事業者選定以後、契約候補者が、「実施体制(様式6-1)」に記載する「再委託先又は協力先」と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ県から再委託承認を得る必要があります。この場合、本県は、契約候補者を通して、「再委託先又は協力先」と守秘義務に関する覚書を締結するものとします。

(5)支払い方法

支払いは業務完了後、一括払いとします。

6. その他

(1)失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 参加表明書等及び提案書等に虚偽の記入をした者
- イ 見積価額が、5. (3)の業務委託料の限度額を上回る者
- ウ 参加表明書等の提出期限の日において応募資格がなく提案書等を提出した者又は参加表明書等の提出期限の日から委託契約の前日までの間に、3. 応募資格(2)から(8)の応募資格を有しなくなった者
- エ 参加表明書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者
- オ 提案書等を複数案提出した者
- カ 選定委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者
- キ 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者
- ク その他、選定委員会が不適格と認めた者

(2)本業務に係る交通事業の制限

本業務の受託者(再委託先及び協力先を含む。以下同じ。)及び当該受託者と資本・人事において密接な関連があると認められるものは、仕様書「3. 委託業務の内容(2)海上交通事業の事業者選定方法や契約内容の整理」で想定している海上交通アクセス事業の運航事業者の選定に応募することはできません。なお、「当該受託者と資本・人事において密接な関連があると認められる」とは、上記の選定を行う時点で、次のいずれかに該当する場合とします。

- ①一方の者が他方の者の株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合
- ②両者の株(出資金)の過半数を他の一者が所有(出資)している場合
- ③一方の者が他方の者に対し、自社の従業員を業務援助のため継続的(3年以上連続しており、将来も同様の状態にあることが予測されるなど、恒常的になっている状態をいう。)に派遣している場合

(3)提案書等の取扱い

- ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等は認めません。
- イ 提案書等は返却しません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。
- ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しません。
- エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。

(4)資料の貸与

提案書等の作成にあたり、必要に応じて、県から大分空港のアクセスに関する資料等を貸与する。

(5)使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法(平成4年法律第 51 号)に定める単位とします。
文字サイズは 10 ポイント以上とします。

(6)費用負担

提案書等の作成及び提出にかかる費用等の本プロポーザル参加に係る費用は、応募者の負担とします。

(7)予算成立に関する留意事項

本事業の実施は、大分県議会令和元年第 2 回定例会における令和元年度一般会計補正予算の成立を条件とします。